

平成 30 年度 第 9 回
寝屋川市地域公共交通協議会
議 事 録

日時 平成 31 年 3 月 20 日 (水)
午後 2 時 00 分から午後 2 時 45 分まで

場所 寝屋川市役所議会棟 4 階 第 1 委員会室

○ 出席者

① 地域公共交通協議会委員 23名中21名出席

② 事務局
道路交通課 清山次長、岡本課長
濱口係長、孫田主査

③ 関係課
企画政策課 羽根課長
資産活用課 前田次長
高齢介護室 柴田室長
障害福祉課 塚本課長
都市計画室 梶係長

④ 傍聴者 0名

○ 議事内容

案件(1) パブリック・コメント手続の結果報告について

案件(2) アクションプランについて

案件(3) その他

平成 30 年度 第 9 回寝屋川市地域公共交通協議会 会議録

事務局 定刻になりましたので、ただいまより第 9 回「寝屋川市地域公共交通協議会」を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、御出席頂き誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます道路交通課の清山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日の案件といたしましては、「パブリック・コメント手続の結果報告について」、「アクションプランについて」、「その他」となっておりますので、よろしくお願いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料といたしましては、

- ・ 本日の次第
- ・ 資料 1 「地域公共交通網形成計画（素案）」パブリック・コメント手続結果
- ・ 資料 2 「地域公共交通網形成計画（素案）」パブリック・コメント手続によらない変更
- ・ 資料 3 「地域公共交通網形成計画（原案）の【概要版】」
- ・ 資料 4 「地域公共交通網形成計画（原案）」
- ・ 資料 5 「地域公共交通網形成計画 アクションプラン」

の 6 種類となっております。

お揃いでしょうか。

次に、案件に入る前に報告事項がございます。

本協議会の委員に変更がありましたので、報告させていただきます。

人事異動により、寝屋川警察署 道路交通課長の松本委員から、同じく、道路交通課長の井内委員へ変更となりました。

以上、委員の変更でございます。

次に、本日の出席委員につきましては、委員 23 名のうち、21 名の出席でありますので、寝屋川市地域公共交通協議会規則第 6 条第 2 項の規定により、本協議会は成立しておりますので御報告いたします。

なお、J R 西日本旅客鉄道の梅澤委員につきましては、鹿瀬さんに、大阪運輸支局の稲沢委員につきましては、中専門官に、それぞれ代理出席して頂いております。

それでは、案件に移らせて頂きます。

熊谷会長、議事進行、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、案件に移らせて頂きます。

案件(1)、「パブリック・コメント手続の結果報告について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 道路交通課の濱口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、案件(1)「パブリック・コメント手続の結果報告について」御説明させていただきます。

資料 1 「地域公共交通網形成計画（素案）」パブリック・コメント手続結果を御覧ください。

説明にあわせ、資料4の「地域公共交通網形成計画（原案）」を確認して頂きますので、よろしく願いいたします。

はじめに、資料1の表紙を御覧ください。

パブリック・コメントの概要といたしましては、昨年12月3日から本年1月10日までの募集期間を設け、5人から29件の意見等が提出されました。

なお、提出された意見のうち、18件につきましては、

- ・路線バスなどの増便及び路線の見直し
- ・バス停の増設
- ・土日祝日のシャトルバスの運行
- ・タウンくるの運賃を100円にしてほしい

などのご要望でございまして、パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致いたしませんので、回答は控えさせて頂きました。

続きまして、意見のあらましと市の考え方について、御説明させて頂きます。

1ページを御覧ください。

1番3ページ記載の、「立地適正化計画と地域公共交通網形成計画について、どちらが上位なのか。上位か対等かがわかるように整理して欲しい。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、資料4の「地域公共交通網形成計画（原案）」3ページのとおり、上位計画については「寝屋川市総合計画」であり、その他の計画については対等であるため、原案どおりといたします。

次に、2番7ページ8ページ記載の、「交通事業者以外の市内立地企業・学校等との連携の視点が見えない。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、計画（原案）の57ページに「事業主体の役割」を記載しておりますので、原案どおりといたします。

なお、市民・交通事業者・行政の連携について、より明確化するため、計画（原案）の2ページに「市民・交通事業者・行政の役割は57ページを参照」を、追記いたします。

資料4の計画（原案）を御覧ください。

追記箇所につきましては、2ページ、4行目に「市民・交通事業者・行政の役割は57ページを参照」を追記いたしました。

次に、3番38ページ記載の「「公共交通サービスの維持」と「公共交通サービスの充実・利便性の向上」の順番がこのようになった考えは。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、本市は、公共交通カバー率が約9割と、公共交通網が充実しておりますが、人口減少や少子高齢化が進行する中で、まずは既存サービスをより利用して頂く施策が必要と考えておりますので、原案どおりといたします。

2ページを御覧ください。

4番の40ページと5番41ページ記載の意見につきましては、趣旨が同じでありますので、市の考え方をまとめております。

「スタンプラリーや絵画展などのイベントを上げられているが、一

過性の物であり、永続的に効果のある取り組みなどができないか。」という意見と、「事業者が可能であれば他のポイント付与の方法もあるのではないのでしょうか。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、施策の詳細については、実施の可否を含め、交通事業者などとの調整を行いながら検討を進めてまいりますので、原案どおりといたします。

次に、6番 47 ページ記載の、「デマンドタクシーの導入は高コストであり、路線バスが一定量確保されている寝屋川市に必要なものなのか疑問に思う。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、デマンドタクシーについては、費用対効果を踏まえ、実施の可能性について慎重に検討を進める必要がありますので、原案どおりといたします。

次に、7番 48 ページ記載の、ノンステップバスの推進について、「対象数が何台で、何年度に何台置き換えるのか明示してはどうでしょうか。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、御指摘を踏まえて、「「タウンくる」(小型車)」を「路線バス・タウンくる」に、「本市が京阪バスの協力で運行しているタウンくる」を「本市域を運行している路線バス等」に変更し、「車両台数 225 台のうち、ツーステップバス 15 台、※寝屋川市域を管轄する営業所の車両台数」を追記いたします。

なお、ノンステップバスの具体的な導入時期につきましては、交通事業者との調整が必要なため、原案どおりといたします。

資料4の計画（原案）を御覧ください。

変更・追記個所につきましては、48ページの内容の説明文のとおり、それぞれ、変更・追記いたしました。

次に、8番49ページ記載の、「駅などの主要停留所にWi-Fi環境の整備も行うことも必要ではないか。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、Wi-Fiも含め、具体的な施策内容については、交通事業者、企業等と調整の上、実施の可否も含めた検討を進めてまいりますので、原案どおりといたします。

3ページを御覧ください。

9番55ページ記載の、「昨今の運転士不足に十分に対応可能な自動運転や接続バスの導入にも耐えられるよう、各行政が支援する視点も入れてはどうか。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、具体的な施策は、本計画期間である5年以内の実現可能である施策を考えております。自動運転については、現在、郊外での社会実験を行っている段階でありますので、原案どおりといたします。

次に、10番57ページ記載の、「行政に警察や国土交通省は入っているのか。また、路線設定やバス停設置などで協力を得られやすい体制を明示しておくべきではないか。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、寝屋川市地域公共交通協議会については、61ページに記載のメンバーで構成されており、メンバーには国

土交通省や警察の方もおられるため、バス路線の設定やバス停設置などの協議・協力などを行いながら進めてまいりますので、原案どおりといたします。

最後に、11 番 58 ページ記載の、「人口減少が前提と考えるならば、利用者数が維持なら利用率は増加するため、公共交通利用率・利用者数の増加・維持とすべきではないか。」という意見でございます。

市の考え方といたしましては、59 ページでの評価指標は交通事業者より提供いただいた公共交通利用者数を用いており、また、パーソントリップ調査における本市の人の動きをアンケート回収数から統計的な処理を行った推定値を用いております。

目標値としては、現状の数値を維持することを定めていることから、原案どおりといたします。

なお、本来、「公共交通分担率」とすべきところを「公共交通利用率」としたため、誤解を招いたものであることから、目標との整合を図るため、変更・追記しておりますので、順次、説明いたします。

まず、58 ページ 3 行目の「公共交通利用者の維持・増加」を「公共交通利用者の維持」とし、増加を削除いたしました。

次に、58 ページ及び 59 ページの目標にある「公共交通利用率・利用者数の維持」を「公共交通利用者数・公共交通分担率の維持」に変更いたしました。

次に、59 ページの欄外に、「※ 4：パーソントリップ調査は、1 日の人の動きを把握するためのアンケート調査（P. 19 を参照）」を追記いたしました。

更に、19 ページに戻って頂き、19 ページのグラフを、公共交通分担率の考え方が明確になるよう修正いたしました。

併せて、61 ページの用語集に「パーソントリップ調査」を追記いたしました。

続きまして、パブリック・コメント手続によらない変更について、御説明させていただきます。

資料 2 を御覧ください。

資料 2 につきましては、パブリック・コメントの意見ではありませんが、より内容を精査した結果、資料 2 のとおり変更したものでございます。

1 ページを御覧ください。

1 番及び 2 番につきましては、現行の「東寝屋川駅」について、本年 3 月 16 日から駅名が改称されたことから、「寝屋川公園駅」に変更させていただきます。

なお、都市計画名や策定済の計画については、現行のとおり記載しておりますので、計画（原案）3 ページの 5 行目に、補足説明を表記いたしました。

次に、3 番から 5 番につきましては、タウンくるについてでございます。タウンくるの「健全な行政運営」を計画の目標としておりましたが、削除させていただきました。

なお、タウンくるについて、行政の関わりをより明確にするため、計画（原案）22 ページのタウンくるの運行状況の 2 行目に、「また、

公共交通空白地域解消のために市が、バス事業者に対して運行費用の一部を負担し、タウンくるの運行を行っております。負担金は、運転手不足や燃料の高騰により、平成 24 年に比べ 16.1%の増加となっております。」を追記いたしました。

併せて、グラフにも、「行政負担金額」を追記いたしました。

また、計画（原案）58 ページの 6 行目、「また、公共交通サービスを維持していくうえでは、財政負担も適正でなければならぬため、本計画における施策の実施によって公共交通の利用促進を図り、財政負担を軽減することも目標とします。」を削除いたしました。

併せて、計画の目標である、「健全な行政運営」も削除いたしました。

次に、6 番につきましては、59 ページの表の下に、※ 1、「人口ビジョンにおける人口減少を考慮した推計値」と記載していますが、人口ビジョンとの関係をより明確化するため、「6 ページを参照」を追記いたしました。

その他の変更箇所といたしましては、再度、素案を見直した結果、誤字脱字の 3 箇所を変更いたしました。

パブリック・コメント手続結果につきましては、3 月 4 日に公表させて頂き、1 年間、市ホームページのほか、道路交通課、市民情報コーナー、各図書館、各シティ・ステーションで見ることができます。

なお、地域公共交通網形成計画の策定につきましては、本日の協議会を経て、地域公共交通網形成計画を市長に提出させて頂き、本年度3月末に策定、また、公表を行ってまいります。

運用につきましては、平成31年4月1日の予定でございます。

以上で説明を終わらせて頂きます。

会 長 ただいま、案件(1)の説明が終わりました。

これより、案件(1)の内容について、御意見・御質問を頂ければと思いますが、私の方から1点質問いたします。

パブリック・コメント手続結果10番の市の考え方について、61ページにメンバー構成を記載と書いてありますが、61ページには用語集となっています。この委員会のメンバーが抜けているのではないかと思います。

事務局 61ページのタ行の2段落目に「地域公共交通協議会」の用語集の記載があります。その中に、メンバー構成を記載させて頂いております。

会 長 ありがとうございます。

その他、御質問如何でしょうか。

委 員 ノンステップバスについては、交通バリアフリー法で置き換えの目標が定まっていると思われるが、いつまでに何%置き換えなければならないのか教えて頂きたい。

委 員 平成32年に70%であったと思われます。

会 長 ありがとうございます。
 バリアフリー法上の数値はクリアしているということですね。

委 員 バリアフリーに対しては、寝屋川市域でクリアしています。

会 長 その他ございませんか。

 これまで検討してきた内容がまとまっていますので、大きな御意見はないと思われませんが、恐らく次の案件「アクションプラン」と関連する話もあると思いますので、ここで一旦質疑を打ち切らせて頂きまして次の案件に移りたいと思います。

 続きまして、案件(2)、「アクションプランについて」、事務局より説明をお願いします。

事務局 続きまして、案件(2)「アクションプランについて」、御説明させて頂きます。

 資料5「地域公共交通網形成計画 アクションプラン」を御覧ください。

 はじめに、目次の次のページ、A3サイズの資料を御覧ください。
 ページ数の表記が2ページとなっておりますが、1ページの誤りでございます。申し訳ございません。

 この表につきましては、本計画に記載のある施策を一覧にまとめたものでございます。

 施策の展開方向、施策名、施策概要、実施年度につきましては、本

計画のとおりでございまして、所管・事業主体のみ、行政の所管課を明記しております。

次に、2 ページから 17 ページにつきましては、施策ごとのアクションプランでございます。

例えば、2 ページの「イベントの開催（スタンプラリー・絵画展等）」のアクションプランについて、平成 31 年から平成 35 年まで、どのような取り組みを行ったか、表に成果・実績を記載することとなります。

次に、18 ページを御覧ください。

この表につきましては、本計画に記載のある目標・評価指標を一覧にまとめたものでございます。

次に、19 ページから 22 ページにつきましては、目標ごとのアクションプランでございます。

目標のアクションプランについても、同様に、平成 31 年から平成 35 年までの成果・実績を記載することとなります。

なお、交通事業者からの提供データが多くなっておりますので、今後ともご協力の程、よろしくお願いたします。

このアクションプランに基づき、施策及び目標の成果を検証し、平成 35 年の最終年に、目標達成の状況などを判断するとともに、5 年後には、適宜、地域公共交通網形成計画の見直しを行ってまいります。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

案件(2)「アクションプランについて」説明して頂きました。

案件(1)も含めての内容でも結構ですので、この内容について御意

見・御質問を頂ければと思います。

委員 資料4「地域公共交通網形成計画」の表紙についてですが、JRについて記載がないと思われます。寝屋川市の交通網として京阪とJRは欠かせない交通なので、JRをPRする写真、若しくは、JR寝屋川公園駅を含む写真にして頂けたら、市の周知にもつながると思われますので、可能であれば検討して頂きたいと思ひます。

会長 ありがとうございます。
事務局の方で検討頂けたらと思ひます。

事務局 貴重な御意見、ありがとうございます。
3月16日には、駅名改称式典を開催し、更なるにぎわいとまちの活性化を図ることを考えております。写真の変更を含めまして検討させていただきます。

会長 ありがとうございます。
その他いかがでしょうか。

委員 アクションプラン一覧表の所管をみると市が管理している箇所がほぼ道路交通課主体となっています。庁内にも様々な課があると思われるので、もう少し他の部署との連携を踏まえて所管を記載してもよいのではないかとと思ひます。

会 長 事務局いかがでしょうか。

事務局 御指摘ありがとうございます。

考え方といたしましては、あくまで事業主体という考え方でございまして、どこの課が主体となって実施していくのかということになりますので、道路交通課が主体となって行ってまいります。

なお、検討する際につきましては、他課も含めて協議・調整をさせて頂きますので、よろしくお願いいたします。

会 長 窓口が道路交通課というイメージで対応するとのことです。

その他いかがでしょうか。

委 員 今後の情報掲載について、ホームページ等を御覧くださいのことですが、障害者や高齢者は見るのが難しいと思われまますので、重要な内容については、ホームページ以外にも広報に載せて頂きたいのですがいかがでしょうか。

会 長 事務局からお答えお願いいたします。

事務局 パブリック・コメント手続の結果につきましては、現在、ホームページに掲載しております。また、広報につきましては、4月1日付けで掲載を予定しております。ただ、具体的な内容については、ホームページでの確認となります。

パブリック・コメントに関して言えば、道路交通課や図書館、シテ

イ・ステーションでも閲覧できるような形にしておりますので、各施設で確認をお願いしたいと思います。

委員 公共施設に行けない方への対応も行政として、して頂きたいと思っております。

会長 事務局からお答え頂けますか。

事務局 施策のアクションプランにつきましては、今後、実施するイベント等について、広報にも掲載させて頂きたいと考えています。

会長 まずは、広報で詳細にアナウンス頂けるということです。
他にございませんか。ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

それでは、これまで審議頂きました、「地域公共交通網形成計画」及び「アクションプラン」につきまして、寝屋川市地域公共交通協議会規則第7条の規定に基づき、議決をとらせて頂きます。

「地域公共交通網形成計画」及び「アクションプラン」について、御異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

会長 御異議がないようですので、「地域公共交通網形成計画」及び「アクションプラン」について、原案通りとさせて頂きます。

最後に、案件(3)、その他について、事務局何かありますか。

事務局 「その他」といたしまして、前回の協議会でも報告いたしましたが、現在、本協議会委員の更新手続を行っているところでございます。

計画の策定については、今年度で終了いたしますが、施策の進捗状況など、協議会を継続いたしますので、引き続き、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、次回の協議会の日程につきましては、アクションプランの中間報告を予定しており、10月末を予定しております。

追って、正式な開催案内を通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

会長 ただいま、事務局から説明がありましたが、現在、委員の更新手続を進めているというところで、次年度からは、メンバーは代わりますが、委員の皆さまには、引き続き、御協力を賜りたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

本日で9回目の協議会ということで、拙い進行ではございましたが、約2年半、お付き合い頂き、誠にありがとうございました。

委員の皆さまにおかれましては、色々な御意見を頂き、まずは「地域公共交通網形成計画」を策定することができたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。今後も引き続き、皆さまの御支援と御協力を頂けたらと思います。

それでは、事務局にお返しします。

事務局

熊谷会長、議事進行、誠にありがとうございました。

会長をはじめ、委員の皆さまにおかれましては、本計画の策定に御尽力を賜り、誠にありがとうございました。

次年度以降におきましても、施策の進捗や目標の達成状況など、引き続き、協議会を継続させて頂きますので、御理解・御協力の程、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、第9回寝屋川市地域公共交通協議会を閉会いたします。

本日は、誠にありがとうございました。